

2021年度事業計画の認可申請について

日本電信電話株式会社(NTT)は、2021年度事業計画(単体)について、本日、次のとおり総務大臣に認可申請を行いました。

情報通信については、FTTHやLTE等のブロードバンド通信環境の充実やスマートフォン・タブレット等の普及・浸透に加え、第5世代移動通信システム(5G)のサービス拡大、デジタル化への取り組みの加速、クラウドコンピューティングの利用拡大、AI、ビッグデータ、IoT等の新たな技術が急速に進展している。これらに伴い、さまざまなデータが蓄積され、その利用環境の整備を図ることにより、データの分析・活用が進み、人々の生活における利便性や各産業における効率性の向上等、幅広い分野で新たな価値の創造・提供が可能となっている。

こうした情報通信市場においては、様々な事業者が、既存の業種・業態の枠組みを超えた連携によりICTの利活用を通じ、東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、またそれ以降の持続的な経済成長、地方創生への寄与、少子高齢化等の社会的課題の解決のため、多様で革新的な新規サービスの創出に努めてきている。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた社会生活の変容、高度化・複雑化するサイバーセキュリティ上の脅威や激甚化する災害対策への取り組み強化等、安心安全な社会システムの運営及び豊かな国民生活の実現に向けた情報通信の役割はより重要となってきている。

当社は、このような情報通信をとりまく環境の中で、ユニバーサルサービスの確保に寄与するため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「東西地域会社」という。)に対する必要な助言、あっせん、その他の援助を行うとともに、情報通信の基盤となる電気通信技術に関する研究開発の推進に努めていく考えである。

また、平成30年11月に発表した中期経営戦略「Your Value Partner 2025」に基づき、事業活動を通じて様々なパートナーと共に社会的課題解決に取り組んでいく。具体的には、B2B2Xモデルの推進をはじめとしたお客様のデジタルトランスフォーメーション支援、自らのデジタルトランスフォーメーション推進、人・技術・資産の活用、ESG経営の推進・株主還元の実施による企業価値の向上に取り組む、グループ全体の発展に向けた経営を推進していく。

そして、当社は、令和2年12月にNTTドコモを完全子会社化しており、NTTグループ全体の成長を通じて中長期的な発展に向けて取り組んでいく考えである。

その取り組みにおいては、現行法の枠組みの下で公正競争条件を確保して進めていく考えである。

令和3年度の事業経営にあたっては、この基本的な考え方に基づき、5Gを利用した自動運転サポートや遠隔医療等の実現に向けた取り組みに加えて、4K/8K高精細映像、AR/VRを活用した高臨場感のある映像伝送等の新たなサービスを提供していく。また、デジタルトランスフォーメーションによる自社の抜本的なプロセス改革の拡大、グローバルビジネスの競争力強化と成長加速、スマートエネルギー事業の展開やデジタル化を活用した新たな街づくりに向けた取り組み等を強化していくことにより、持続的な事業成長を図っていく。さらには、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新生活様式に対応したリモートワークの

日本電信電話株式会社（NTT）の令和2年度資金計画と令和3年度資金計画の比較

【単位：億円】

	令和2年度資金計画 (①)	令和3年度資金計画 (②)	差額 (②-①)
資金収入			
営業的収入	6,700	5,430	▲ 1,270
営業収入	6,530	5,270	▲ 1,260
営業外収入	170	160	▲ 10
資本的収入	3,400	13,540	10,140
長期借入金及び社債	1,600	11,630	10,030
その他の資本的収入	1,800	1,910	110
預り消費税	160	170	10
前年度よりの繰越金	10	10	0
計	10,270	19,150	8,880
資金支出			
営業的支出	1,460	1,810	350
営業支出	1,290	1,490	200
営業外支出	170	320	150
資本的支出	6,200	14,420	8,220
設備投資	160	160	0
その他の資本的支出	6,040	14,260	8,220
決算支出	2,490	2,770	280
仮払消費税	110	140	30
翌年度への繰越金	10	10	0
計	10,270	19,150	8,880

の上司である国務大臣の許可を要する。

(3) 株式等の取引の自粛及び保有株式等の信託

国務大臣等としての在任期間中は、株式等の有価証券（私募ファンドを含む。）、不動産、ゴルフ会員権等の取引を自粛することとする。

なお、就任時に保有する株式、転換社債等の有価証券（私募ファンドを含む。）については、信託銀行等に信託することとし、在任期間中に契約の解約及び変更を行ってはならない。（ただし、特定口座において運用しているものを除く。この場合においては、国務大臣等の職を退任した際に、同口座の在任期間中の取引残高報告書を内閣官房長官に提出し、在任期間中に取引を行っていないことを明らかにしなければならない。）

(4) 資産公開

国務大臣等並びにその配偶者及びその扶養する子の資産を、就任時及び辞任時に公開することとする。

(5) パーティーの開催自粛

政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なものの開催は自粛する。

(6) 関係業者との接触等

倫理の保持に万全を期するため、

- ① 関係業者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であって国民の疑惑を招くような行為をしてはならない。
- ② また、未公開株式を譲り受けること、特定企業における講演会に出席して社会的常識を著しく超える講演料を得ることは行ってはならない。

(7) 外国からの贈物等の受領

外国の元首や政府等から贈物を受ける場合、2万円を超えるものは、原則として退任時にその所属していた府省庁に引き渡すものとする。

なお、外国の元首又は政府から勲章等の授与を受けるには、内閣の許可を要する。

(8) 秘密を守る義務

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、国務大臣にあつては内閣の、副大臣等にあつてはその上司である国務大臣の許可を要す

倫理規程に違反する疑いがある会食一覧（令和3年2月22日時点で確認できた事実関係）

整理番号	職員（現官職）	会食時の 利害関係	会食時の官職	年月日	参加者	会食の趣		
1	谷脇康彦（総務審議官）	○	総務審議官	令和2年10月7日	二宮、三上、木田、菅	意見交換		
2		×	総合通信基盤局長	令和元年10月23日	二宮、三上、木田、菅	懇親会		
3				令和元年6月6日	三上、木田、菅	懇親会		
4				平成30年10月9日	二宮、木田、菅、他2名	懇親会		
5	吉田眞人（総務審議官）	○	総務審議官 ※1	令和2年12月8日	木田、菅	懇親会		
6			情報流通行政局長	令和2年1月24日	木田、菅	新年会		
7			大臣官房総括審議官 ※2	平成29年10月18日	木田	懇親会		
8			大臣官房審議官	平成28年12月14日	木田	忘年会		
9				平成28年8月8日	木田、菅	暑気払い		
10	秋本芳徳（大臣官房付）	○	情報流通行政局長	令和2年12月10日	木田、菅	懇親会		
11				令和2年7月30日	木田、菅、他1名	暑気払い		
12				×	総合通信基盤局電気通信事業部長	平成31年2月14日	木田、菅、（湯本）	新年会
13						平成30年11月29日	木田	忘年会
14						平成29年5月26日	木田、他1名	懇親会
15						平成28年11月28日	木田、菅	忘年会
16	平成28年7月20日	木田、菅	懇親会					
17	湯本博信（大臣官房付）	○	大臣官房審議官	令和2年12月14日	木田、菅	忘年会		
18			情報流通行政局長総務課長	令和元年11月27日	木田、菅	忘年会		
19			×	情報流通行政局放送政策課長	平成31年2月14日	木田、菅、（秋本）	新年会	
20	玉田康人（大臣官房総務課長）	○	内閣官房内閣参事官	平成31年1月23日	木田	新年会		
21	豊嶋基暢（情報流通行政局 情報通信政策課長）	×	情報流通行政局放送政策課長	令和元年11月28日	木田	忘年会		
22				令和元年8月1日	木田	暑気払い		
23	井幡見三（情報流通行政局 放送政策課長）	○	情報流通行政局放送政策課長 ※	令和2年8月12日	木田	暑気払い		
24			情報流通行政局地上放送課長 ※	令和元年12月19日	木田、菅、（吉田恭）	忘年会		
25				令和元年8月30日	三上、菅、（吉田恭）	懇親・情報交		
26				令和元年8月27日	木田	暑気払い		
27				情報流通行政局衛星・地域放送課長	平成31年2月6日	木田	新年会	
28	吉田恭子（情報流通行政局 衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	令和2年8月5日	三上	情報交換		
29				令和元年12月19日	木田、菅、（井幡）	忘年会		
30				令和元年11月29日	三上、他1名、（職員）	懇親会		
31				令和元年9月3日	木田、（職員）	暑気払い		
32				令和元年8月30日	三上、菅、（井幡）	懇親・情報交		
33	課長級職員（大臣官房付）	×	（情報流通行政局）	平成30年9月19日	三上、他4名	合同懇親会後 次会		
34	三島由佳（情報流通行政局 情報通信作品振興課長）	○	情報流通行政局情報通信作品振興課長 ※	令和元年8月22日	木田、他1名	暑気払い		
35	奈良俊哉（内閣官房内閣審 議官）	○	大臣官房総括審議官 ※	令和元年12月17日	木田、菅	忘年会		
36			大臣官房審議官	平成30年12月12日	木田	忘年会		
37	課長補佐級職員（出向中）	○	（情報流通行政局）	令和元年11月29日	三上、他1名、（吉田恭）	懇親会・		
38				令和元年9月3日	木田、（吉田恭）	暑気払い		

東北新社の外資比率等について

- | | | |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|-------|
| 2015年（H27）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 20.55%</u> | 21.08 |
| ① 2016年（H28）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 20.28%</u> | |
| ② 2016年（H28）9月30日時点 | <u>外国人等の比率 19.96%</u> | 20.75 |
| ③ 2016年（H28）10月17日 | <u>東北新社 BS4K 衛星基幹放送事業者 申請</u> | |
| ④ 2017年（H29）1月24日 | <u>東北新社 BS4K 衛星基幹放送事業者認定</u> | |
| ⑤ 2017年（H29）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 21.23%</u> | 22.08 |
| ⑥ 2017年（H29）7月28日 | 関連3チャンネルの東北新社への地位承継の公表 | |
| ⑦ 2017年（H29）8月16日 | <u>東北新社への地位承継を中止</u> 。東北新社及び関連
3チャンネルの子会社等への地位承継の決定の公表 | |
| ⑧ 2017年（H29）9月1日 | 東北新社メディアサービス 設立 | |
| ⑨ 2017年（H29）9月5日 | 東北新社メディアサービスへの地位承継の公表
「BS4K 衛星基幹放送事業者の地位承継」 | |
| ⑩ 2017年（H29）9月11日 | 東北新社メディアサービス 地位承継認可申請 | |
| ⑪ 2017年（H29）9月30日時点 | <u>外国人等の比率 22.21%</u> | 23.10 |
| ⑫ 2017年（H29）10月13日 | <u>東北新社メディアサービスへの衛星基幹
放送事業者の地位の承継の総務大臣認可</u> | |
| ⑬ 2018年（H30）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 22.28%</u> | 23.17 |
| 2019年（H31）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 22.03%</u> | |
| 2020年（R2）3月31日時点 | <u>外国人等の比率 22.39%</u> | |

東北新社、スカパー・エンターテイメントなどとの事業承継で吸収分割承継会社のスキームを見直し

2017/8/16 15:55 | 日本経済新聞 電子版

発表日:2017年8月16日

当社並びに株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び

株式会社ファミリー劇場の吸収分割契約締結（簡易吸収分割）中止に関するお知らせ

当社は、平成29年7月28日付開示いたしました「当社並びに株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場の吸収分割契約締結（簡易吸収分割）に関するお知らせ」に関し、本日中止することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 中止となる簡易吸収分割の要旨

(1) 日程

吸収分割契約承認取締役会決議日:平成29年7月28日

吸収分割契約締結:平成29年8月2日

吸収分割の実施予定日（効力発生日）:平成29年9月17日（予定）

(2) 方式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場を吸収分割会社とする吸収分割です。

2. 中止の理由

当社は株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場が実施している東経110度CSデジタル放送事業における衛星基幹放送事業者の地位を、吸収分割の方法により承継すべく作業を進めてまいりましたが、経営効率の向上の観点から再検討した結果、当社子会社もしくは関連会社を吸収分割承継会社とすべくスキームを見直すこととなったため、中止することにいたしました。

以上

6

出典:『日経新聞 電子版 2017/8/16』より小西洋之事務所作成
令和3年3月17日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

⑤

決裁・供覧

件名	放送法第98条第2項に基づく認定基幹放送事業者の地位の承継について (株式会社東北新社メディアサービス)			文書番号		
				総情衛50		
伺い文	別紙1参照					
起案	起案日	平成29年10月4日		受付日		
	部署	総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課		決裁 決裁処理期限日	平成29年10月13日	
				決裁 決裁日	平成29年10月13日	
	起案者	木村 美穂子		施行 施行処理期限日		
				施行 施行日		
	分類名称	連絡先	[REDACTED]		施行 施行先	
		大分類	衛星放送・基幹放送に係る許認		施行 施行者	
		中分類	平成29年度放送法に基づく許		取扱上の注意	
	取扱区分	名称(小分類)	別紙2参照		格付け 機密性格付け	1
		秘密区分	指定無し		取扱制限	
秘密期間終了日				保存 行政文書保存期間	5年	
指定事由				保存 保存期間満了時期	令和5年3月31日	
決裁・供覧欄						
備考欄	情衛23、24 10月13日決裁期限					

1 / 4

決 裁 供 覧 欄	情報流通行政局 山田 真貴子 (局長) 【済】
	情報流通行政局 奈良 俊哉 (審議官) 【済】
	情報流通行政局 総務課 鈴木 信也 (課長) 【済】
	情報流通行政局 総務課 吉田 弘毅 (統括補佐) 【済】
	情報流通行政局 総務課 総括係 櫻井 真一 (係長) 【済】
	情報流通行政局 放送技術課 坂中 靖志 (課長) 【済】
	情報流通行政局 放送技術課 梅城 崇師 (課長補佐) 【済】
	情報流通行政局 放送技術課 政策係 色部 俊昭 (係長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 井幡 晃三 (課長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 三島 由佳 (企画官) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 佐藤 栄一 (課長補佐) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 広瀬 賢太郎 (課長補佐) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 岸田 浩輝 (係長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 浅井 正史 (係長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 安倍 祥文 (係長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 大島 徹也 (係員・官) 【同報】
情報流通行政局 放送技術課 樋口 海里 (係員・官) 【同報】	
情報流通行政局 総務課 海老原 拓朗 (係員・官) 【同報】	
情報流通行政局 総務課 奥山 英行 (係員・官) 【同報】	
情報流通行政局 総務課 総括係 北島 弘崇 (主任) 【同報】	

標記について、株式会社東北新社メディアサービス（代表取締役社長 木田由紀夫。以下「申請者」という。）から放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第98条第2項に基づき、認定基幹放送事業者の地位の承継について申請があった。
申請者及び当該承継申請に係る分割当事者（以下「分割当事者」という。）の概要は別紙1、承継申請の概要は別紙2のとおりであり、法第98条第6項が準用する法第93条第1項の規定に基づき審査した結果、別紙3のとおり同項各号のいずれにも適合しているものと認められる。ついては、法第98条第2項に基づき、案の1により認可することとしたい。
併せて、法第99条及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第80条第2項の規定に基づき、案の2により認定証を訂正の上、交付することとしたい。

（副申）

- 1 申請書類は大部のため起案者保存とし、別添として申請書の一部の写しを添付する。
- 2 現在、法第93条第1項に基づき、分割当事者のうち株式会社スカパー・エンターテインメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場は東経110度CSデジタル放送（テレビジョン放送（デジタル放送））。スカパー・エンターテインメントは8番組（うち2番組については、廃止届を受理済み。）、スーパーネットワーク及びファミリー劇場は各1番組）、株式会社東北新社はBSデジタル放送（超高精細度テレビジョン放送1番組）の衛星基幹放送の業務の認定をそれぞれ受けているところ。今般、衛星基幹放送事業運営上の効率化等を目的とし、上記のうち各社1番組ずつを吸収分割することとし、申請者に衛星基幹放送事業者の地位の承継を行うものである。

伺
い
文